

平成25年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	2	府省庁名	内閣府
対象税目	<u>個人住民税</u> 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	公益団体・財団法人への寄附金額が2000円を超え、寄附金控除が適用される場合、寄附金額の全額を寄附金控除対象額とする		
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 所得割の納税義務者が支出した寄附金の額が2000円を超える場合には、その超える金額の10%（道府県民税4%、市町村民税6%）を所得割の額から控除することができる。</p> <p>・ 特例措置の内容 寄附金額が2000円を超え、寄附金控除が適用される場合、控除金額算出に当たって控除する2000円を廃止し、寄附金額の全額を寄附金控除対象額とする。</p>		
関係条文	地方税法第37条の2、第314条の7		
減収見込額	(初年度) ▲59 (-) (平年度) ▲59 (-) (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 「新しい公共」によって支え合う社会の実現のためには、その担い手の一つである公益団体・財団法人による公益活動を促進する必要があり、公益活動の重要な原資である寄附を今まで以上に集めやすくするなどの制度的仕組みが必要である。 平成23年度税制改正により寄附税制が拡充されたが、現在の寄附金控除の計算にあたって、寄附金額から2000円を控除した額の最大五割が税額控除される仕組みとなっている。 しかし、寄附の大宗を占める少額寄附の控除額算出にあたって2000円を控除すると税額控除が極めて小さくなり、草の根の寄附を増やすという平成23年度税制改正の趣旨が損なわれることとなっている。 ただし、適用下限額の2000円については、寄附金控除の適用対象とした場合に、税務執行上煩雑となりかねないため、維持することとする。</p> <p>(2) 施策の必要性 2000円を超える寄附を行った場合、寄附金控除の算定にあたって2000円の控除が行われることとなっており、少額寄附に対する還付率が低いことが、寄附を行うインセンティブの阻害要因の一部となっていると考えられる。 平成23年度税制改正において導入された新寄附税制の効果を最大限に発揮するためには、2000円の控除の撤廃を行う必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案			

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】 15. 公益法人制度改革等の推進</p> <p>【施策】 ①新しい公益法人制度への円滑な移行と適正な法人運営の確保</p>				
	政策の達成目標	市民からの寄附を増やすことによって、「新しい公共」の担い手である公益社団・財団法人の財政基盤を強化し、その公益活動の活発化を図る。				
	<table border="1"> <tr> <td>税負担軽減措置等の適用又は延長期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上の期間中の達成目標</td> <td></td> </tr> </table>	税負担軽減措置等の適用又は延長期間		同上の期間中の達成目標		
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間					
同上の期間中の達成目標						
政策目標の達成状況	東日本大震災以降、公益社団・財団法人が復興支援活動をはじめとする公益活動を活発に実施しており、寄附金額が全額控除対象となることで、法人の公益活動を支える寄附の増加が見込まれる。					
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>【法人】 公益社団・財団法人約 5400 法人（平成 24 年 7 月現在）</p> <p>【個人】 平成 22 年度に寄附金控除の申告を行った者は 約 23 万人</p>				
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	寄附金額が全額控除対象となることにより、草の根の寄附が増加し、公益社団・財団法人の財政基盤の整備及びその公益活動の活発化につながる。				
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・個人が公益社団・財団法人へ寄附した場合の所得税、贈与税及び地方住民税の措置 ・公益社団・財団法人自身が寄附した場合の法人税の措置 				
	予算上の措置等の要求内容及び金額					
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係					
	要望の措置の妥当性	寄附金額が全額控除対象となることにより、草の根の寄附が増加することが考えられることから、公益社団・財団法人の財政基盤の整備及び更なる公益活動の活発化につながる。				
	ページ	2—2				

<p>税負担軽減措置等の 適用実績</p>	
<p>税負担軽減措置等の 適用による効果（手段 としての有効性）</p>	
<p>前回要望時の 達成目標</p>	
<p>前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の 理由</p>	
<p>これまでの要望経緯</p>	